

# 学校における働き方改革について

総合教育会議 資料 1

## 1 国の動向について

○平成31年 中央教育審議会

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」

→勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化等（「学校・教師が担う業務に係る3分類」）

→「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」文部科学省

○令和元年

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」

→教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等の規定

○令和2年 文部科学省

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針」

→「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法律に基づく「指針」に格上

○令和5年 中央教育審議会諮詢

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について

→①更なる学校における働き方改革、②教師の待遇改善、③学校の指導・運営体制の充実

○令和5年 中央教育審議会

「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」

→①教師が担う業務の適正化の一層の推進、②学校における働き方改革の実効性の向上等、③持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

○令和6年 中央教育審議会

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（審議のまとめ）

→①学校における働き方改革の更なる加速化、②学校の指導・運営体制の充実、③教師の待遇改善

○令和7年6月（令和8年4月1日施行）

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」

→①学校における働き方改革の一層の推進（教育委員会、学校における実施の確保の措置）

→②組織的な学校運営及び指導の促進（主務教諭制度の創設）

→③教員の待遇の改善（教職調整額の段階的な引き上げ、学級担任への加算など高度専門職にふさわしい待遇の実現）

## 【教育委員会の義務】

- ①教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表、計画の実施状況の公表
- ②計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告

## 【学校の義務】

- ①学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るために講ずべき措置が計画に適合するものとなること。
- ②学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めること。

○令和7年9月26日 文部科学省告示

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」

※教育委員会が、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことをふまえて、文部科学省は指針の改正を行った。

※働き方改革の更なる推進に向けて、教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容等を位置づけた。

※「学校と教師の業務の3分類」として、3分類19項目に改正

## 2 県の動向について

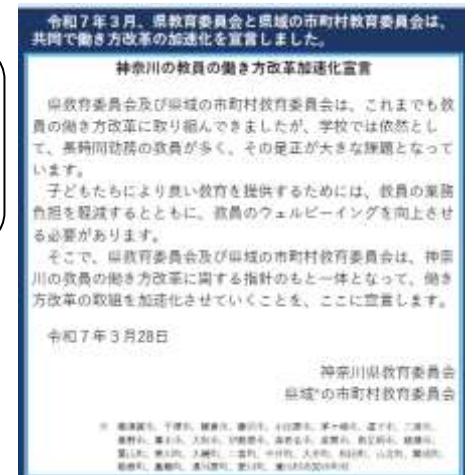
### (1) 「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」の改定（令和7年3月）

#### 目標

- ①長時間勤務の是正・・・時間外在校等時間月45時間超の教員の割合：0%、年360時間超の教員の割合：0%
- ②ウェルビーイングの向上・・・「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合：80%以上  
「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合：80%以上

### (2) 働き方改革加速化宣言（令和7年3月）

県教育委員会と県域の市町村教育委員会が一体となって、教員の働き方改革を加速させることを保護者や地域等に宣言し、理解と協力を促す。



### (3) 働き方改革加速化補助金の創設（令和7年～令和9年度）

市町村立学校における働き方改革を加速させるため、市町村が取り組む教員の働き方改革に関する新規・拡充事業に対して補助金を交付する。

### 3 平塚市における働き方改革の取組について

#### (1) 長時間勤務の現状

- 教職員の超時間勤務の深刻化

【月45時間以上の時間外在校等時間の割合（年間平均）】

	小学校	中学校
令和3年度	44.0%	40.7%
令和4年度	40.1%	42.1%
令和5年度	34.5%	40.4%

【月80時間以上の時間外在校等時間の割合（年間平均）】

	小学校	中学校
令和3年度	9.3%	13.5%
令和4年度	8.7%	13.5%
令和5年度	6.4%	11.0%

#### (2) 平塚市学校業務改善方針の改定

令和7年4月 「平塚市学校業務改善方針 プラン2」（令和3年4月策定の「平塚市学校業務改善方針」を改訂）

##### 【目標】

###### 1 長時間勤務の是正

- 教員の時間外在校等時間

月80時間超の割合：0%（第一段階）

月45時間超の割合：0%（第二段階）

###### 2 教職員のウェルビーイングの向上

- 「働きやすい職場」と感じている教職員の割合：80%

・「仕事にやりがいがある」と感じている教職員の割合：80%

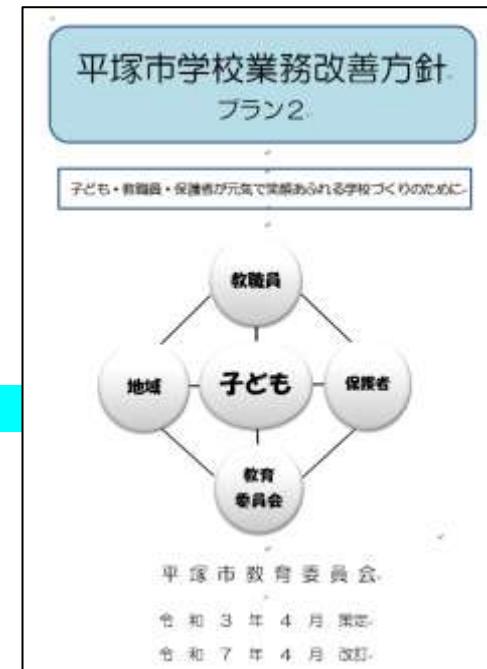
#### (3) 働き方改革の取組

##### (ア) 時間外在校等時間の縮減にむけた取組

- 学校業務の役割分担・適正化
- 学校組織での教育活動の見直し
- 教職員の負担軽減を図る取組の実施
- スタッフ等の人員配置

##### (イ) 教職員がいきいきと活躍できる環境の整備

- 勤務時間の客観的把握
- 適正な勤務時間設定と勤務環境の改善
- 安全衛生管理の徹底
- 地域・保護者への周知



#### (4) これまでの成果

①長時間勤務教員の割合の減少

【月45時間以上の時間外在校等時間の割合（年間平均）】

	小学校	中学校
令和6年度	33.1%	36.8%

【月80時間以上の時間外在校等時間の割合（年間平均）】

	小学校	中学校
令和6年度	6.0%	10.4%

②教職員の意識の改革

定時退勤日等の働き方改革への肯定的な意見

③保護者や地域への周知

学校閉庁日や定時退勤日、働き方改革へのお知らせの配付等

#### (5) 課題

①時間外在校等時間が月45時間以上の教員が約3割

②教員不足

③多様な業務、事務作業の多さ

④教職員のメンタルケアの対策

⑤保護者や地域の方への理解促進

#### (6) 今後の取組

①働き方改革の推進

・「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

・勤務時間の客観的、適正な管理

・外部人材の活用と業務の外部委託

・校務DXの推進等

②県の働き方改革補助金の活用

③教職員の働き方改革に係る意識調査の実施と結果の活用

④教職員のメンタルケアの充実とウェルビーイングを向上させる取組の実施

⑤保護者、地域へのさらなる周知

## 概要

令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、服務を監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、給特法第7条に基づき文部科学大臣が定める指針に、働き方改革の更なる推進に向けて、国として、教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容等を新たに位置づけるもの。

## 改正のポイント

### 1. 働き方改革の目的や働き方改革を進める上で基本的観点の追加

#### 【働き方改革の目的】

- 教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子供たちによりよい教育を行うことが目的

#### 【基本的観点】

- 国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が、その権限と責任に基づき連携・協働しながら取組を実施

### 2. 在校等時間や上限時間 ※改正なし

#### 【在校等時間】

- 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする

#### 【上限時間】

- 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
- 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内
- ※ 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の規定を遵守

### 5. 留意事項等

- 実際の時間より短い虚偽の時間を記録することはあってはならない
- 業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間の遵守や計画目標の達成のみを目的として持ち帰り業務を増加させることは厳につつしむ必要。仮に持ち帰りの実態がある場合、その実態把握とともに、縮減に向けた取組を進める
- 学校運営協議会の設置及び活用の推進
- 都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対して指導・助言等
- 校長等の管理職は、業務の精選等、組織マネジメントを実施し、教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築
- 管理職の人事評価の評価項目や研修内容に働き方改革に資するマネジメントを追加

### 3. 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

- サービス監督教育委員会は、本指針に即して「業務量管理・確保措置実施計画」(以下「実施計画」)を定める
- 実施計画、毎年の実施状況を公表。総合教育会議にも報告。地方公共団体との連携を図りつつ、取組の更なる改善につなげる

#### 【目標】

- 政府として令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしており、時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならないものとして、それぞれ以下の水準を満たしている必要

- ✓ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合 → 100%とすることを目指す
- ✓ 1年間ににおける教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間 → 平均で30時間程度となることをを目指す
- ✓ 1年間時間外在校等時間 → 360時間以下とすることを目指す
- ※ 可能な限り、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、地方公共団体の実情に応じて設定

#### 【内容】

- 実施計画には、4.に掲げる措置に関する具体的な取組内容等を記載するものとする
- 具体的な業務量管理・健康確保措置の実施内容及び実施方法は、地域の実情に応じて決めるもの

### 4. 服務監督教育委員会が講ずべき措置の内容等

- 教育職員の勤務状況等に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施

#### 【学校と教師の業務の3分類】

- 今日の学校や教師を取り巻く状況や、教師の負担・働きがいの観点を踏まえてアップデートの上、本指針に位置づけ  
  - ① 学校以外が担うべき業務
  - ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
  - ③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- サービス監督教育委員会は、学校運営協議会等での協議を経て、円滑に役割分担の見直しが行われるよう、地域の実情に応じた運用に努め、管理職や職員相互の連携・協働、事務処理の精選・効率化等のための共同学校事務室の設置等にも努める

#### 【学校業務の適正化 等】

- 標準を大きく上回る授業時数の指導体制に見合った見直しや、年間授業週数の実態に応じた1日及び1週間当たりの授業時数の平準化、学校行事の精選
- 放課後の児童生徒の活動時間(補習、部活動を含む。)の、教育職員の勤務時間内での設定
- デジタル技術を活用した校務の効率化
- 勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備(留守番電話の設置 等)

- 勤務間インターバルの確保や、早出遅出勤務、テレワーク等、柔軟な働き方の推進のための環境整備
- 計画の策定等に当たり人事委員会と認識を共有し、専門的な助言を求める等連携を図ること 等

# 学校と教師の業務の3分類

文部科学省 HP より

- ▶ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- ▶ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不斷に見直すことが必要。

## 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

## 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画



まず取り組めること。  
取り組むべきことは何か、  
話し合うことが大切です。

## 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進